⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑷　申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
⑸　建設工事については、建設業法第３条の規定による許可（プレハブ工事については建築一式工事に係る許可）及び前記３の⑵のイの⑷の③記載の総合評定値の通知を受けていない者
⑹　測量等については、営業に関し法律上必要な資格等を有しない者

６　競争参加者の資格及びその審査
⑴　前記５の競争に参加することができない者については、競争参加資格がないと認定する。
⑵　建設工事　前記５の競争に参加することができない者以外の者については、次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望工事種別ごとに総合点数の高点順(同点の場合は、年間平均完成工事高の多い順。)に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して、競争参加資格を認定し、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。
ア　希望工種区分ごとの年間平均完成工事高
イ　経営規模（自己資本額、利払前税引前償却前利益）
ウ　経営状況（純支払利息比率、負債回転期間、売上高経常利益率、総資本売上総利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュフロー（絶対額）、利益剰余金（絶対額））
エ　希望工種区分ごとの平均技術職員数
オ　希望工種区分ごとの元請完工高
カ　労働福祉の状況
キ　営業年数
ク　防災活動への貢献の状況
ケ　法令遵守の状況
コ　建設業の経理に関する状況
サ　研究開発の状況
⑶　測量等　前記５の競争に参加することができない者以外の者については、次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望業務種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の多い順。)に配列し、当該業務種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。
ア　希望業種区分ごとの年間平均実績高
イ　希望業種区分ごとの有資格職員数
ウ　直前の営業年度の自己資本額
エ　営業年数

７　資格審査結果の通知　「資格決定通知書」により通知する。

８　資格の有効期間　資格認定のときから平成27年３月31日までとする。

９　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の認定
特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとにこれを公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中の者は、手続開始の決定を受けた後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと（以下、同決定を受けた者を「更生手続等開始決定者」という。)。
平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、別に定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い
合併等により新たに設立された会社等とは、次のアからオに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、別に定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと。
ア　合併又は分割により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により存続した場合の存続会社
イ　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
ウ　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
エ　既存の建設会社が他の建設会社から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設会社
オ　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
⑷　国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けたものの取扱い
建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則第４項及び第６項の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営審査事項を受けた者は、別に定める手続により一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

別記　提出場所
［掲載順序　受付対象　受付部局　郵便番号所在地　電話番号］
⑴　東京高等裁判所管内（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
東京高等裁判所事務局会計課営繕係
〒100―8933　東京都千代田区霞が関１―１―４　電話03―3581―1546
⑵　大阪高等裁判所管内（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
大阪高等裁判所事務局会計課営繕係
〒530―8521　大阪府大阪市北区西天満２―１―10　電話06―6316―2553
⑶　名古屋高等裁判所管内（愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
名古屋高等裁判所事務局会計課営繕係
〒460―8503　愛知県名古屋市中区三の丸１－４－１　電話052―203―0162
⑷　広島高等裁判所管内（広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
広島高等裁判所事務局会計課営繕係
〒730―0012　広島県広島市中区上八丁堀２―43　電話082―221―2449
⑸　福岡高等裁判所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
福岡高等裁判所事務局会計課営繕係
〒810―8608　福岡県福岡市中央区城内１―１　電話092―781―3731
⑹　仙台高等裁判所管内（宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
仙台高等裁判所事務局会計課営繕係
〒980―8638　宮城県仙台市青葉区片平１―６－１　電話022―222―6111　内線2114
⑺　札幌高等裁判所管内（北海道）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
札幌高等裁判所事務局会計課営繕係
〒060―0042　北海道札幌市中央区大通西11　電話011―290―2108
⑻　高松高等裁判所管内（香川県、徳島県、高知県、愛媛県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
高松高等裁判所事務局会計課営繕係
〒760―8586　香川県高松市丸の内１―36　電話087―851―1647
⑼　⑴ないし⑻までの受付対象のいずれにも該当しない者又は全国での受注を希望する者
最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係
〒102―8651　東京都千代田区隼町４－２　電話03―3264―8111　内線3513